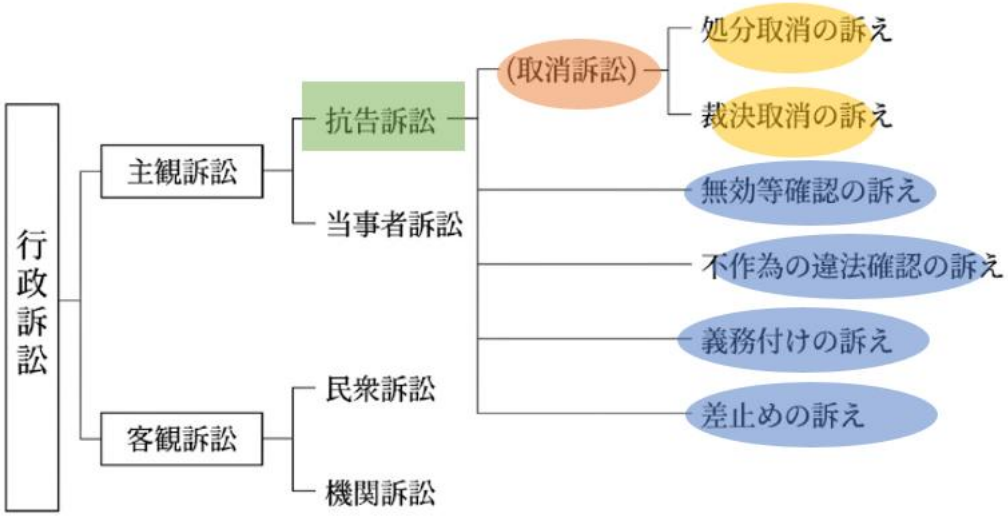
禁断の青いゾーンを解説！



ここをトクイにするためには
①まずはそれぞれのイメージを掴もう！
②訴訟要件を暗記しよう！（取消訴訟では７つあった。それの青色版です）
③その他の暗記ポイントがあれば併せて押さえよう
④関連する判例があれば、事案と結論をチェックして、過去の事件と訴訟類型を関連させよう！
⑤準用を暗記しよう！

重大な？償うことのできない…？　　理由あり？　理由なし？？
このあたりはゴロで一発攻略！

さいごにそれらを整理するための表を用意したので、空欄をなにも見ずに書けるようになれば、全体像がはっきり見えるはずです！
やみくもに過去問を解いているだけでは、この整理表のうちの論点を、それぞれが点でしかみえていない状態ですが、こうして表で１つに整理すると、スッキリします！

そこまで暗記ができたなら、過去問を解いてみてください。
これはあの表のココが問われているな…という具合に、フフッと余裕が生まれます

無効等確認訴訟

<イメージ>

明らかに行政がヤバいことしてる　（理由なく自分の税金が５倍になったとか）

＜訴訟要件＞

・法律上の利益を有する者

・現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限られる
（最後の手段だよということ）

＜暗記ポイント＞

・処分に重大かつ明白な瑕疵がある　→ 処分は無効

・出訴期間なし

・審査請求前置不要

不作為の違法確認の訴え

<イメージ>

パチ屋開業の申請してるのに、ずっと放置されてウザい

<訴訟要件>

・申請に対して、役所が相当の期間これをしない（放置状態）こと

・訴えを提起できるのは「申請をした者」に限られる

<暗記ポイント>

違法判断の基準時は口頭弁論終結時であり、それまでに処分があった場合、訴訟は却下となる

※訴えの利益が失われるため（だって処分されたら、処分しない状態は違法だ！って主張するイミないじゃん）

義務付け訴訟

<イメージ>　1号と2号でぜんぜん違う！！！

1号：いまにも隣の建物が倒れそうでヤバイから、行政になんとかするよう義務づける。一刻一秒を争う状況で申請してる場合じゃねぇ！

2号：「放置」「拒否」されてる状況をなんとするように義務付ける。

<訴訟要件>

○1号義務付けの要件

・重大な損害を生ずる恐れがある

・その損害を避けるため他に適当な方法がない　（最後の手段だよということ）

・法律上の利益を有する者

○2号義務付けの要件

・不作為型

・拒否処分型

訴えを提起できるのは「申請をした者」に限られる

<2号義務付け訴訟　併合提起をする意味のイメージ>

不作為型 ⇒なんらかの処分を早くしてほしいし　しかも　許可処分がほしいぜ

（不作為の違法確認の訴え）　＋　（2号義務付け訴訟）

拒否処分型⇒拒否処分を取り消してほしいし　しかも　取り消した後に許可処分がほしいぜ

（取消訴訟 or 無効確認訴訟）　＋　（2号義務付け訴訟）

差止め訴訟

<イメージ>

おれの家ぶっこわすな！！差止めだーー

☑義務付け＝処分しろ　差止め＝処分するな　と、訴えの内容が真逆の関係

＜訴訟要件＞

・「重大な損害」を生ずるおそれ

・「損害を避けるために他に適当な方法がある場合は提起できない」

（最後の手段だよということ　ふつうに他に適当な方法がない場合って書いてくれw）

・法律上の利益を有する者

仮の義務付け　仮の差止め

これ以上はやめてくれ…受験生のお悩みをスッキリ解決編

仮の義務付け

<趣旨> 役所がちんたらしてる間に損害が出ないようにしよう！

＜要件＞

・義務付けの訴えを提起していること（まず本体を起動させる）

・「償うことができない損害」を避けるために緊急の必要あり

・本案に「理由がある」

仮の差止め

<趣旨>役所がちんたらしてる間に損害がでないようにしよう！パート２

<要件>

・差止めの訴えを提起していること（まずは本体を起動）

・「償うことのできない」損害を避けるための緊急の必要あり

・本案に「理由がある」

・公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときはすることができない

<ゴロあわせ>

あるかり　しない

本案について理由が「ある」のが「仮」の義務付けと「仮」の差止め

本案について理由が「ない」のが「執」行停止

「」のなかをつなげると「あるかり　しない」

かりつぐ以外は全部重大

仮の義務付け、仮の差止めの場合は「償うことができない」という要件になるということを縮めて「かりつぐ」　ほかは全部「重大」な損害

横溝先生のブログ：行政事件訴訟法で使える語呂合わせ

https://ameblo.jp/mizo-pan/entry-12677109791.html

まとめ

	取消訴訟	無効等確認訴訟	不作為の違法確認の訴え	義務付け訴訟	差止め訴訟	仮の義務付け	仮の差止め
① イメージ							
② 訴訟要件（被告適格含む）							
③ その他ポイント（あれば）							
④ 関連判例（あれば）							
⑤ 準用							

☑その他の暗記事項、問題集を解く中で、追加の知識があれば書き込んでください

☑関連する判例はお使いのテキストに載っているものがあれば書き込んでください

☑準用についてはうまく整理する自信がありません。
　プロの力を借りて表に書き込んでもらえればと思います
　（間違えたことを記載するのがこわいので、、すみません）

横溝先生のブログ：
https://ameblo.jp/mizo-pan/entry-12825891744.html
https://ameblo.jp/mizo-pan/entry-12855022889.html
https://ameblo.jp/mizo-pan/entry-12844937734.html

困ったら「〇〇　横溝先生」で検索してみるとブログに載せてくれてあることが多いです。
準用に特化したアガルートに講座があるようです！

最後に

表にするだけで理解が進む

やや逃げっぽい感じで最後に宿題を出してしまいましたが、抗告訴訟を表で整理するアイデアはなかなかないと思います。暗記事項の多い行政事件訴訟法を表にすることで全体像が見えるのではないかと考えました。

１つでも要件を欠いた（×がついた）場合、不適法 - 却下になるよ
７つすべて〇がついて、ようやく裁判所でジャッジをしてもらえるよ
つまり取消訴訟以外の訴訟においても、要件を欠いた場合、満たした場合、同じことになるな！
ということが、こうして並べるとすごく理解しやすいのではないかと思いました。

表にするだけで点と点が線になり、やがてフロアマップになる！

やみくもにでも問題集をグルグルしていれば、ひとつひとつの問題は力技でも解けると思います。　　[労災　あり　⇒　〇だ]　のようなかんじで。
ただし、それぞれの位置づけを理解できていないから、知識が増えると徐々に混乱していく。

一方で、表で整理されている人の頭の中は、引き出しに知識が収納されているので混乱しません。「取消訴訟（縦軸 1）の訴訟要件(横軸 2)が７つあり、そのうちの１つに労災の判例があるな」と、とても整理して収納されています。実はこの立体的な認識は
「このデパートの 5F にタリーズがあるな」という認識とまったく一緒です。

逆に問題集グルグルゴリ押し勉強法で点の知識だけの状態では「このデパートの中にどうやらタリーズがあるらしい」ということは分かっているので答えは出せますが、フロアマップなしでウロウロすることになるので、すごく余計な労力がかかります。

問題集の正答率・周回数にこだわってグルグルしている受験生が多いように思いますが、そんなことに拘泥していては、いつまでたってもデパートをやみくもにグルグルするはめになり、知識が点のままで、線につながりません。知識が点であるがゆえに、昨日解いたけどもう忘れた気がする…不安がずっと払えず、結果、思考停止で穴だらけの問題集をグルグルするハメになります。

そういう執着的でチカラこそパワー的なゴリ押し勉強法でも試験に受かることはできるでしょう。しかし、非効率です。そうならないように、この表を地図にして、いまやっているのはココの話だ！と常にフロアマップを見て現在地を確認しながら行政事件訴訟法を攻略してください

すべて記事はこちらの note から

宅建に 2 度落ちた私が宅建・行政書士試験に W 合格！人生が変わる「一元化」勉強法とは？【行政書士編】

https://note.com/pupupuland_up/n/n85a63a81896c?flash_message_key=twitter_status_posted%3Fapp_launch%3Dfalse